

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和6年1月23日)

開催日及び場所			令和５年１２月５日（火）北陸農政局第３会議室		
委員			中田　博繁（弁護士） 木戸　正裕（公認会計士） 久保　豊　（ジャーナリスト）		
審議対象期間			令和５年７月１日～令和５年９月３０日		
審議対象案件			69件　　うち、１者応札案件 13 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件　　うち、１者応札案件 2 件 （抽出率 7.2％）　（抽出率 15.4％） 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一般競争		2 件　　うち、１者応札案件 2 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
		指 名 競 争	公募型指名競争	該当なし	
			工事希望型競争	該当なし	
			その他の指名競争	抽出なし	
		随意契約		該当なし	
	業 務	一般競争		抽出なし	
		指 名 競 争	公募型競争	該当なし	
			簡易公募型競争	1 件　　うち、１者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
			その他の指名競争	1 件　　うち、１者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル	該当なし	
			簡易公募型プロポーザル	抽出なし	
			標準型プロポーザル	該当なし	
			その他の随意契約	該当なし	
		物 品 役 務 等	一般競争		抽出なし
	指名競争		該当なし		
	随意契約（企画競争・公募）		1 件　　うち、１者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0 件		
	随意契約（その他）		抽出なし		
	(特記事項) なし				

委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は 勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

（注） 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第４２条第１項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	1 一般競争 加治川用水農業水利事業 乙見江支線用水路他付帯工事	
	◆申請書及び確認資料の提出期限から開札まで要している期間(約1か月間)を短縮する余地はなかったのか。入札を辞退した業者は、この間に他工事の受注により、配置予定技術者の確保が不可となっていると思われることから、開札の時期を早めることができていれば辞退の回避が可能ではなかったかと考える。 ◆早期発注により受注できたとしても、玉突きにより他の入札が見送られ受注不可となる可能性が想定される。建設業界における人員不足が根本の原因であることを考えると、今回の対策以上に、発注事務を早める等構造的な改革が必要ではないかと考える。他に検討している対策があれば教えて欲しい。 ◆1者応札に係る原因分析、改善方針の検討については、過去の審議案件の中では最も詳細な資料が提示されている。原因調査報告書の中で、「工事コストに見合うメリットがないと判断した。」を辞退理由としている業者があるが、これは金銭面で折り合わないという意味なのか。 ◆応札する段階では、予定価格は分からないと思うが、業者が試算した結果、メリット(利益)が少ないと判断したのか。業者側のメリットに應えるためには、予定価格を引き上げることや逆	◆現在の厳しい建設業界の状況から他機関においても早期発注に努めており、発注時期が重なってしまう点も否めないが、不調不落対策として、早期発注及び開札までの期間短縮等に努めてまいりたい。 ◆発注ロットを大きくすることにより発注件数を減らす、年度の発注計画を検討し早期発注に努めること等を考えている。 ◆今回の案件については、発注事務に係る作業開始が5月下旬となったが、今後の発注にあたっては、早期に作業を開始することも検討していきたい。 ◆利益が少ないということではないかと思われる。 ◆入札公告前に、発注予定情報として工事の発注規模(概算額の範囲)を公表している。施工場所が点在しており、かつ規模も小さい等の状況を鑑み、提示された金額に対し手間がかかる等からメリットが少な

	に発注ロットを小さくすることも考えられると思うが。 ◆工事場所が広範囲の地域に亘っていると、利益を生み出しにくいという構図から、応札が難しいという要因になるのか。	いと判断されたものと思われる。 ◆本工事の工事内容からすると、該当する要因であると考ええる。
--	---	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	2 一般競争 車庫建築工事	
	◆落札した業者の施工体制評価点が「0点」となっているが、重点調査の中で施工体制に問題があると判断されたものではなく、入札価格のレートに基づき評価された点数ということなのか。 ◆過去の同種工事の契約実績から不調等の懸念があるため、本工事では競争参加資格要件を緩和しているが、過去の入札結果から今回の発注まで改善の余地はなかったのか。 ◆1者応札改善策の策定を定める「北陸農政局入札・契約手続審査員会会則」は、全ての契約に適用されるものなのか。 ◆一般競争契約の建設工事契約も含まれるのか。	◆施工体制評価点について、入札の結果、調査基準価格以上であれば「30点」、調査基準価格未満特別重点調査価格以上の範囲内であれば「10点」、特別重点調査価格未満は「0点」としている。 ◆同種工事として過去にポンプ格納庫の建築工事を発注したが、「A等級」の有資格者1者の応札であった。過去の入札結果を踏まえ、競争参加資格の有資格者の等級を広げ幅広く参加者を募ったが、結果は1者応札となった。 ◆建設工事契約だけではなく、コンサルタント業務及び物品・役務契約にも適用される。 ◆一般競争契約のうち建設工事契約は除かれる。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	3 簡易公募型競争 関川用水農業水利事業 中央管理所周辺建物事前調査業務	
	◆契約金額が少額でも、低入札価格の場合、成果品の品質確保を図るため、施工体制を強化する等の手続を行なっているのか。 ◆業務内容は、農政局が管理する建物を解体する前に、周辺建物への被害予想及び建物の現状等を調査するものなのか。 ◆受注者は、調査後に被害が発生した場合又は近隣からの苦情等が発生し紛争に発展した場合、責任を負担する契約となっているのか。 ◆後日実施する調査については、別途入札を行うのか、又は当初契約した業者が引き続き調査を行うのか。 ◆参加表明者選定結果総括表は何のために作成しているのか。 ◆予定価格が 1,000 万円未満の業務のため、低入札価格調査の対象とせず、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務としているのか。	◆工事及び業務とも予定価格が 1,000 万円を超える場合、低入札価格調査制度の対象としている。今回の案件は対象金額以下であるが、低入札価格調査に準じた価格を算出し、当該価格未満であれば対策を講じる旨を特別仕様書に記載している。具体的には、現地調査の際の管理技術者の常駐、第三者による照査の実施及び打合せには毎回管理技術者が出席することの対策により、品質確保を図っている。 ◆そのとおり。 ◆なっていない。解体工事後に、再度同様の調査を実施し被害等の有無を確認することとしており、発生した被害等に対しては国が補修費用を負担する。 ◆別途の競争入札となるので、別の業者となる可能性もある。 ◆本案件は簡易公募型競争入札方式を採用しており、入札参加表明者の中から評価点の上位 10 者を絞り込むために作成している。 ◆予定価格が 100 万円以上の業務については、調査基準価格に準じた価格を算定し、当該価格を下回る契約となった場合は品質確保に向けた対策を講じているが、予算

	◆予定価格が 1,000 万円を超えると試行が外れるのか。	決算及び会計令（以下「予決令」という。）に定める低入札価格調査とは異なるため、試行対象業務としている。 ◆予決令に基づく低入札価格調査の対象となる。
--	--------------------------------------	--

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	4 その他の指名競争 新川流域二期農業水利事業 東部幹線排水路施工計画他検討業務	
	◆指名業者数に上限はあるのか。 ◆2度の一般競争入札では入札参加者がなく不調となったが、指名競争入札では辞退者がなく全ての業者が入札に参加している。この状況をどのように捉えているのか。 ◆1回目の入札不調後、業務量を拡大し発注したとあるが、工事箇所の離れた2つの業務（①排水路の施工計画②橋梁の改修・撤去設計）をまとめたということなのか。 ◆業務をまとめるにあたって、単位や基準等はあるのか。	◆予決令第97条第1項では「競争に参加する者なるべく10人以上指名しなければならない。」との規定はあるが、上限に縛りはない。 ◆インターネット等により入札公告を行っているが、業者への浸透率も理由の一つではないかと推測する。 ◆不調となった東部幹線排水路に係る業務内容を翌年度の業務に追加した。工事施工ではなく設計等の業務であることから、実務的には距離による影響はない。 ◆基準や制約等はない。

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	5 随意契約 令和5年度情報通信技術（I C T）を活用した地域振興プロジェクト調査委託業務	
	◆企画競争契約の場合、金額ではなく提案内容の評価により契約候補者を決定するのか。 ◆企画提案書には金額も提示されているのか。 ◆金額は評価点の対象にはなっていないのか。 ◆金額が評価対象外であれば、できるだけ委託限度額に近い金額を提示した方が業者にとって有益と思われる。金額を低く抑えることも評価項目にあってもよいと考えるが。 ◆企画提案書特定に係る評価基準は、本業務に特化したものなのか、又は企画競争契約に採用する一般的なものなのか。 ◆応募する業者は評価基準の配点は分らないのか。 ◆評価者の人数は公表しているのか。	◆手続開始の公示に記載する委託限度額の範囲内で、提出された企画提案書の内容を評価し決定する。 ◆添付資料として、見積額の積算内訳をもらっている。 ◆業者を決定する基準については、企画提案書特定に係る評価基準に基づき評価を行い、評価点の合計値が最も高い者を契約候補者としている。提示金額は委託限度額の範囲内であればよく、評価の対象ではない。 ◆企画競争は、創意工夫に重点を置いており、発注者側が提示する委託限度額の範囲内において、提案内容を競争するものである。 ◆金額に見合った企画内容であるかどうかという視点を含め、評価基準に基づき審査している。 ◆業務内容により評価項目を設定することから、本業務に特化した基準である。 ◆評価基準は公表しているため、業者は承知している。 ◆企画審査委員会による審査・採点の実施

	◆各項目の総得点、平均点による選定等具体的な評価方法までは分からないのか。 ◆採点結果が僅差でも採用者が決まってしまうのか。	及び選定基準に関しては企画提案書応募要領に記載しているが、評価者の人数は公表していない。 ◆企画提案書応募要領には「採点した得点の最上位の者を本委託事業の契約候補者とする。」旨記載しているが、具体的な評価方法までは公表していない。 ◆採点の結果、僅差でも得点の最上位の者を採用することになる。
--	--	---

	意 見・質 問	回 答 等
委員からの 意見・質問 それに対する回答	その他全般	
	なし	
委 員 講 評		
◆本日の委員会において、局長に対し、意見の具申又は勧告を行うことが必要なことはなかった。		